

浪江町景観計画(案)

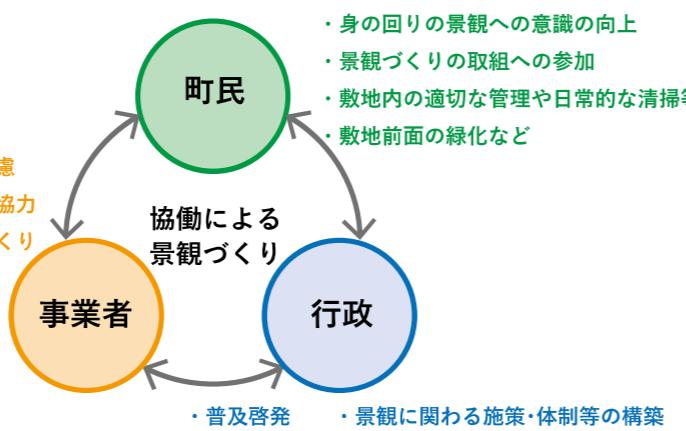
一定規模を超える建築物の建築や工作物の建設、開発行為などを行う場合は、浪江町景観計画に基づく届出が必要となります。

町内における建築物の建築などの際には、本計画で定める基本理念や景観形成の方針に準拠することを求めていきます。さらに、景観へ与える影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物等を建設する場合は、浪江町への事前の届出が必要となります。届出に対して、景観形成基準に適合しているか審査を行います。

届出対象行為		規 模
建築物	新築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m を超えるもの ・延床面積 1,000 m² を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ①擁壁、垣、さく、塀など ②RC 造の柱・鉄柱・木柱など ③煙突、排気塔など ④電波塔、物見塔など ⑤電線路等の支持物 ⑥高架水槽、冷却塔など ⑦観覧車などの遊戯施設 ⑧コンクリート・アスファルトプラントなど ⑨立体駐車場 ⑩石油、ガス、穀物等の貯蔵施設 ⑪ごみ・し尿等の処理施設 ⑫彫像、記念碑など ⑬太陽光発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 5m を超えるもの ・高さ 10m を超えるもの ・高さ 20m を超えるもの ・高さ 10m を超えるもの ・築造面積 1,000 m² を超えるもの
開発行為	土地の形質変更　水面の埋立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m² を超えるもの ・法面の高さ 5m かつ延長 10m を超えるもの
物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 3m を超えるもの ・土地の面積 500 m² を超えるもの

景観づくりの推進体制

本町の景観を守り、継承し、また、新たな景観を創造していくためには、町民一人ひとりが主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。町民、事業者、行政の協働により景観まちづくりを推進していきます。



景観づくりの推進施策

本計画に基づき景観まちづくりを進め、持続的に魅力ある景観を形成していくことを目指します。

景観の取組に対する普及啓発

地域特性にあわせたきめ細かな取組の推進

- ・景観に関する情報提供
- ・景観に関する学びの推進
- ・景観に関する活動の支援

- ・景観協定等の活用促進
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定、保全

推進体制の整備

- ・景観審議会の設置
- ・景観整備機構の指定

景観計画策定後について

景観計画に基づく届出先が、福島県から浪江町に変わります。届出先の変更時期は、別途お知らせします。

問合せ

浪江町市街地整備課

Tel 0240-34-0227 Fax 0240-23-6928

浪江町景観計画（案）概要版

令和7年1月

「浪江町景観計画」は、景観法に基づき良好な景観形成を図るための基本となる計画です。本計画では、景観まちづくりの将来像や景観形成基準（建物や工作物等のルール）、推進方策などを定めます。

本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により景観や環境は大きく変化しました。一方で、浪江駅周辺整備事業や福島国際研究教育機構（F-REI）の立地などにより、今後、家屋解体跡地等に新たな事業所や店舗、住宅などの建設が進んでいくことが想定されます。本町の景観づくりにあたっては、震災前までの町の姿も踏まえて、未来を創造していくことが大切です。

本計画は、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の町民が誇りとできる景観の町をつくりだすことを目指します。

景観計画区域は浪江町全域とします。

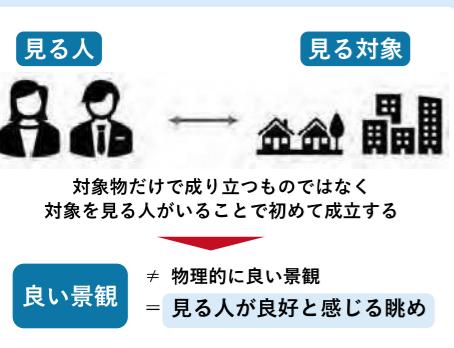
基本理念

うみ、まち、やまが請戸川と高瀬川でつながる ふるさとの風景と暮らしを未来へつなぐ景観づくり

- ① 豊かな自然を守り、ふるさとを感じられる景観づくり
- ② 浪江町の顔となる質の高い景観づくり
- ③ 地域の成り立ちを大切にし、未来へつながる景観づくり
- ④ 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を向上させる景観づくり
- ⑤ 震災の記憶を未来へ伝える景観づくり
- ⑥ 人々の活動によって育まれる景観づくり



景観とは？



「景観」とは、目に映る景色や風景などに対して、それを見る人の印象や評価（視点）などが加えられたものであり、見る人と見る対象の相互関係で成り立つものです。「良い景観」とは「見る人が良好と感じる眺め」を指します。

景観は、地域の自然、歴史、地勢や生態系などの風土、地域で育まれてきた文化や伝統、人々の暮らしや活動など、様々な要素が一体となって形づくられます。住民や来訪者、事業者など、地域内外の多様な主体の関わりにより、長期的な活動を通じて景観が形成されていきます。

浪江町の景観の特徴

本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。本町を特徴づける景観として以下のような要素をあげることができます。

自然景観 山地、丘陵地、農地、海岸、河川等、自然的オープンスペースによって構成される景観

河川景観



山地・山並み景観



農業景観



海岸景観（漁業景観）



歴史・文化的景観 史跡・文化財・寺社・歴史的集落など、歴史的要素による景観

歴史的な集落景観



歴史・文化的資源



活動景観 人々の活動によって生み出される景観、活動の背景や活動の場所・拠点の景観

行事・イベントの景観



施設景観

道路、橋梁等の土木施設、公共・公益建物などによって構成される景観



眺望景観

パノラマ・眺望景観または見通し景観とその視点場



震災の記憶・教訓を伝える景観

震災の記憶・教訓を後世に伝える景観



浪江町の景観づくり

本町を特徴づける景観要素を大切にしながら、それぞれの地区の特徴を活かして景観づくりに取組みます。

浪江地区

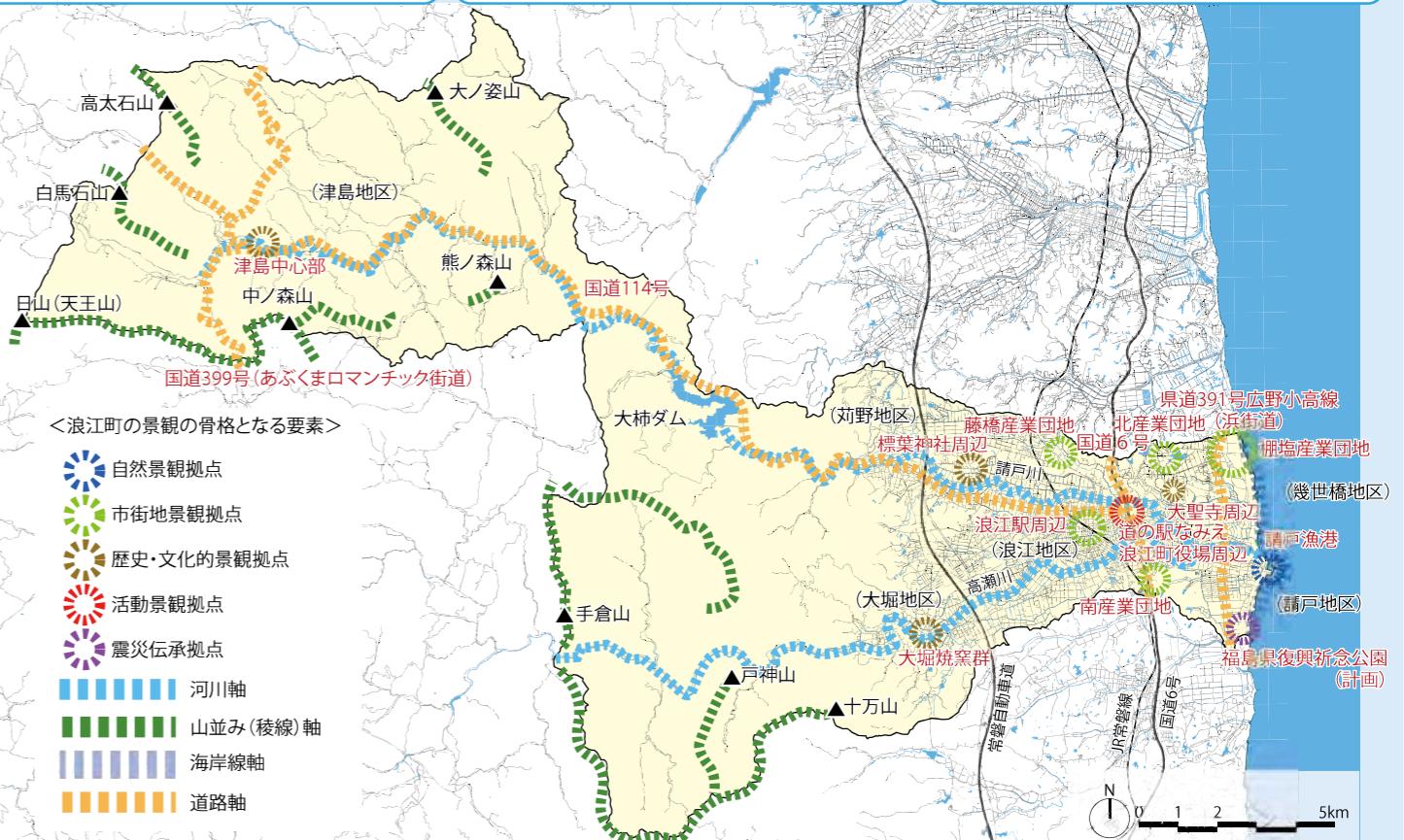
本町の顔として、地域の歴史・文化や自然と新たな産業が共存し、にぎわいと活気の感じられる景観を目指します。

幾世橋地区

大聖寺や請戸川など、地区の歴史や文化を伝える景観を守り、とともに、新たな産業の集積を内外に発信する魅力的な景観の形成を目指します。

請戸地区

太平洋を望み、請戸漁港の活気とにぎわいが感じられる景観を守り、また、東日本大震災の記憶と教訓を伝える景観を継承します。



大堀地区

山、川の豊かな自然環境を守るとともに、大堀相馬焼に代表される地区の歴史や文化が感じられる景観を継承します。

苅野地区

阿武隈山系の山並みを背景に広がる田園と散居村の風景、地区的歴史と文化を継承する景観を保全します。

津島地区

農業などの生業や暮らしの営みが感じられる山村集落の歴史と文化的景観を保全します。

景観形成基準

本町の景観づくりを推進するため、建築物や工作物等に対して景観形成基準を設定します。基準に基づき、規制誘導を行っていくことで、良好な景観の形成に努めていきます。

形態
景観の連続性の遮断、違和感や圧迫感をさける

意匠
秩序や品位のある意匠とし、圧迫感をなくし、屋外設備は目立たなくする

屋外駐車場
出入口の限定、道路の前面や敷地内の緑化

位置
道路・隣地境界から壁面を後退、環境や景観に配慮した敷地内の建物の配置

規模
町並みや景観と調和した規模の調整（建物分割等）

素材
外壁や屋根は町並みや自然環境と調和する低彩度で落ち着いた色彩を基調とする

屋外照明
過剰な光が散乱しないように配慮

敷地の緑化
道路等に面する建物前面など、敷地内は出来る限り緑化する

景観形成基準の概要

基準の詳細は、計画書を参照してください。工作物や開発行為等に関しても基準を設けています。